

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年三月一日から適用する。

令和六年二月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇三十 (略)</p> <p>三十一 血中循環腫瘍DNAを用いた微小残存病変量の測定</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 切除が可能な食道扁平上皮がん</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら消化器外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p> <p>② 外科専門医であること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 消化器外科を標榜していること。</p> <p>② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。</p> <p>③ がんゲノムプロファイリング検査について二年以上の経験を有する医師が二名以上配置されていること。</p> <p>④ 臨床検査技師が配置されていること。</p> <p>⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。</p> <p>⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。</p> <p>⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。</p> <p>⑧ 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。</p> <p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>十七 削除</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇三十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>十七 治療抵抗性の子宮頸がんに対するシスプラチンによる閉鎖</p>

十八〽七十一 (略)

循環下骨盤内非均衡灌流療法 子宮頸がん(術後に再発したものであつて、同時化学放射線療法に不応かつ手術が不能なものに限る。)

十八〽七十一 (略)